

岩手県告示第346号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第27条第2項及び第32条第3項並びに県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）第25条第2項の規定による損害賠償金並びに児童扶養手当に係る不当利得による返還金の収納に関する事務を令和5年4月1日次の者に委託した。

令和5年7月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	弁護士法人ブレインハート法律事務所